

所沢市地域公共交通協議会について

1 地域公共交通協議会とは

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会で、本市における旅客サービスの持続可能な提供を確保するために必要な事項について協議することを目的としています。

2 主な所掌事務

- ①地域公共交通計画の作成、実施に関する協議
- ②乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関する協議

3 地域公共交通会議からの変更点

会議体の根拠法令が変わったことに伴い、従来の地域公共交通会議の機能を維持しつつ、以下の内容が付加されることとなります。

- ①所掌事務として、新たに2①が追加されました。
- ②従来のバス・タクシー等の自動車運送に加え、鉄道などのあらゆる輸送サービスを対象としています。これにより、様々な輸送手段間で連携し、横断的な観点から地域公共交通の活性化及び再生の推進に関し必要な事項について協議できることとなります。

4 委員の任期

令和3年5月1日から令和5年4月30日までの2年間

5 会議の開催予定

令和3年度は、4回程度開催する予定です。

6 当面の主な協議内容

- ・所沢市地域公共交通計画の策定について
- ・柳瀬地区、富岡地区へのところワゴン導入について
- ・ところバスの見直しについて